<詳細 5>

●納税猶予税額が免除される場合



- (1) 特例の適用を受けた農業相続人が死亡した場合
- (2) 特例の適用を受けた農業相続人が特例農地等(この特例の適用を受ける農地等をいいます。)の全部を租税特別措置法第70条の4の規定に基づき農業の後継者に生前一括贈与した場合※ 特定貸付け等を行っていない相続人に限ります。
- (3) 特例農地等のうちに平成3年1月1日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等(生産緑地等を除きます。)について特例の適用を受けた場合において、当該適用を受けた農業相続人が相続税の申告書の提出期限の翌日から農業を20年間継続したとき(当該農地等に対応する農地等納税猶予税額の部分に限ります。)
- ※ 特例農地等のうち都市営農農地等を有しない相続人に限ります。
- 注1 「三大都市圏の特定市」とは、首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます。) をいいます。
- 注2「都市営農農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する次のからまでに掲げる農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するものをいいます。
 - (1)都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地(次に掲げる ものを除きます。)
 - ①生産緑地法第 10 条(同法第 10 条の 5 の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)又は第 15 条第 1 項の規定による買取りの申出がされたもの
 - ②生産緑地法第10条第1項に規定する申出基準日までに同法第10条の2第1項の特定生産緑地(以下「特定生産緑地」といいます。)の指定がされなかったもの
 - ③生産緑地法第 10 条の 3 第 2 項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの
 - ④生産緑地法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされたもの
 - (2)都市計画法第8条第1項第1号に掲げる田園住居地域内にある農地(上記 に掲げる農地を除きます。以下「田園住居地域内農地」といいます。)
 - (3)都市計画法第58条の3第2項に規定する地区計画農地保全条例による制限を受ける同条第1項に規定する区域内にある農地(及びに掲げる農地を除きます。以下「地区計画農地保全条例制限区域内農地」といいます。)
- 注3「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地 又は採草放牧地をいいます。